

代表者	事務局長	会計担当	担当役員	担当役員	事務局長	事務局次長	課長
		桑原		伊藤	永岩		松本



事務連絡
令和4年3月2日

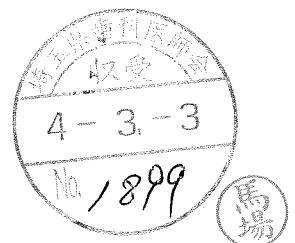
一般社団法人埼玉県医師会会長
一般社団法人埼玉県歯科医師会会長
一般社団法人埼玉県薬剤師会会長 } 様

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について

標記について、別紙（写）のとおり各県立学校長及び各市町村教育委員会等に事務連絡を送付しましたので、お知らせいたします。

健康教育・学校安全担当 澤村 文香
電話：048-830-6963
E-mail：a6960-02@pref.saitama.lg.jp





事 務 連 絡
令 和 4 年 3 月 2 日

各市町村教育委員会学校保健主管課長
各県立学校長
各教育事務所（支所）長

} 様

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について

令和4年3月1日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添写しのとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、内容を御確認の上、適切に御対応くださるようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校への周知をお願いいたします。

健康教育・学校安全担当 澤村 文香
電 話：048-830-6963
E-mail：a6960-02@pref.saitama.lg.jp



事務連絡
令和4年3月1日

【重要】

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和4年度における学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等について期間等の取扱いを示しますので、関係各位におかれては御一読をお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課・労働安全衛生主管課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第13条第1項に基づく児童生徒等の健康診断の実施については、毎学年、6月30日までに実施することとされていますが（同法施行規則第5条）、今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

なお、職員の健康診断については、毎学年定期に実施するようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれ

てはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いします。

記

1. 児童生徒等の定期的健康診断（学校保健安全法第 13 条第 1 項）の実施について

（1）令和 3 年度の健康診断について

新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに実施することができない場合は、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施することとしているが、まだ実施していない学校については、早急に実施すること。

（2）令和 4 年度の健康診断について

健康診断は、学校教育活動を行う上で、児童生徒等の健康状態を把握し、必要な措置を講じるという重要な役割を果たしていることから、早期に実施することが求められている。一方で、令和 4 年度においては、学校医等も新型コロナウイルスワクチン接種の対応等を行うことが求められる場合など、地域によっては健康診断の実施体制が整わない等の状況も想定される。これらを踏まえ、健康診断については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合は、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること。

2. その他の留意事項

健康診断について実施を延期する場合は、特に、日常的な健康観察や保護者との情報の共有等による児童生徒等の健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援すること。

＜本件連絡先＞

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
保健指導係

T E L : 03-5253-4111（内線 2918）